

第8期第5回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年11月25日(月) 午後2時00分から午後2時40分

2.開催場所 むかわ町産業会館第3会議室

3.出席委員 ○(27名)

4.欠席委員 △(0名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	藤井 智子	○	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件

第7 報告第5号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第10 議案第3号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第11 議案第4号 農地移動適正化あっせんにに関する件

第12 議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第13 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

6.農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香、主任 佐々木 理人
穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主事補 高尾 悠貴

7. 会議の概要

事務局 長	総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は27名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第5回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、11番・小岸元気委員、12番・辻勉委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案6件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページをお開き願います。 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。全部で5件、7筆、23, 239㎡となっています。 1番については、貸主の意向により解約に至ったものです。 2番については、借主の経営規模縮小により解約に至ったものです。 3、4番については、借主の意向により解約に至ったものです。 5番については、貸主の意向により解約に至ったものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

議 長	次に、日程第４ 報告第２号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第２号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 １１月につきましては、議案書に記載のとおり、１１月１２日に川西川東地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、あっせんの申出１件について審議した結果、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。 川東地区委員会では、あっせんの申出２８件について審議した結果、うち９件について申出内容、譲受候補者等適当と判定し、１９件については、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。 以上で報告第２号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第２号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第２号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第５ 報告第３号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 事 補	報告第３号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。 議案書１１ページをお開き願います。 以上で報告第３号の説明を終わらせていただきます。
議 長	只今の説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
２ ２ 番	１番から３番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
１ ５ 番	４番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
議 長	ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第３号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第３号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第６ 報告第４号「農地法第３２条第３項の準用規定による同

議	長	法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	報告第4号、農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書13ページをお開き願います。 本農地は、これまで隣接する農地の耕作者が自分の所有地と一体的に、牧草を作付けし管理していましたが、売買に伴い周辺農地の調査をしたところ、 の農地であることが判明しました。 について、除籍謄本等不明のため、生存未確認ですが、周辺を農地に囲まれた本農地の名義人は ままとなっております。所有者の生存未確認により、今後の利用について耕作者および買主から相談を受けていたものです。 農地法第33条に「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」とあり、その農地に該当した場合は、農地利用意向調査を行うことと規定されており、その際に所有者がわからなければ所有者探索を行うこととされています。 所有者探索の方法については、農業経営基盤強化促進法及び農地法で所有者の配偶者及び子についてのみ探索を行えば良いとなっております。 探索の結果、登記名義人の住所地（現むかわ町）に除籍謄本を請求したところ、該当する資料はなく、これ以上の探索は不可能と判断し、議案書14ページの4番（2）の所有者探索の状況に記載のとおりとなっております。 告示前に、北海道への事前相談手続きが必要となっていることから、11月5日に事前相談を依頼、11月7日に確認を受けたので、11月8日付けで告示を行っております。 所有者の探索は行ったものの、万が一を想定し申出期間を設ける行為で2か月間告示します。よって令和7年1月7日まで告示を行い、申し出がなければ農地中間管理機構へ通知を行い、その後、所定の手続きを行ったうえで北海道知事の裁定により、農地中間管理事業を用いるものです。その際は、改めてその後の手続きについて、総会等でご審議いただくこととなりますのでご承知願います。 13ページから15ページまで、告示の写し、説明資料、図面を添付しておりますので、ご確認願います。 以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。
	◎	（異議なし）
議	長	質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第7 報告第5号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	報告第5号、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件について、ご報告申し上げます。

主	任	議案書 17 ページをお開き願います。 新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。それでは、農地所有適格法人として要件を備えているかをご報告させていただきます。 1 点目、組織形態要件です。組織形態は株式会社ですので、要件を満たしております。 2 点目、事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。議案書の事業内容欄に 1 から 6 まで記載しておりますが、農業に関する事業が記載されていることが確認でき、主たる事業が農業であると認められ、また要件上、売り上げの過半は農業収入であることが要件となっておりますが、こちらも要件を満たしていると認められます。 3 点目、構成員要件です。これは構成員である者のうち、農業関係者だけで過半を越えてなければなりません。総議決権数は 200 であり、農業関係者であると認められる構成員の議決権の合計は 101 となるため、要件を満たしていると認められます。 4 点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ 150 日以上農業に従事する者でなければなりません。 業務執行役員である 3 名中 2 名は出資者であり、かつ、2 人とも年間農業従事日数を 150 日を越えているため、こちらも要件は満たしていると認められます。 最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員、従業員等のうち誰か一人以上の者が、年間 60 日以上農作業に従事することが求められる要件となります。先にもご説明させていただいておりますが、業務執行役員 3 人中 2 人は、いずれも年間農作業従事日数が、60 日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。 以上、[REDACTED] については、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められるところでございます。 なお、農地の取得等につきましては、議案第 1 号にてご説明申し上げます。 以上で報告第 5 号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第 5 号について、質疑はありませんか。
◎		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第 5 号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第 8 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 19 ページをお開き願います。 1 番につきましては、相手方の要望により、売買するものです。 事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

主 任	20ページと21ページに、調査書、図面を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
13 番	1番について現地を確認してきましたので報告します。 が に売買する案件ですが、取得後は肉用牛の育成、肥育及び販売や牧草を作付けする計画となっています。 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議 長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第9 議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 事 補	議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書23ページから、所有権移転4件です。 1番から4番につきましては、先ほど報告第3号でご報告いたしました、あっせんに伴う所有権移転で、所有権の移転時期はいずれも令和6年11月27日となっております。 以上、所有権移転4件12筆ですが、この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面につきましては、24ページから27ページに添付しております。 以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。

	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第２号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第２号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第１０ 議案第３号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	議案第３号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件についてご説明を申し上げます。 議案書２９ページをお開き願います。 あっせん事業申込者の登録についてはこれまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものです。 なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。 以上で、議案第３号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第３号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第３号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第１１ 議案第４号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。なお、本案件は、 、 が申出者及び譲受適格者となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。 事務局の説明を求めます。
主	任	議案第４号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。

主 任	議案書 3 1 ページをお開き願います。 9 件の実施につきまして、3 3 ページから 4 1 ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。 以上で議案第 4 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第 4 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 1 2 議案第 5 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。なお、本案件は XXXXXXXXXX が申出者の同居の親族となることから、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	それでは、事務局の説明を求めます。
主 任	議案第 5 号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書 4 3 ページをお開き願います。 本件につきましては、地区委員会のご報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。 なお、4 7 ページから 8 4 ページまで、町長宛の要請書および図面を添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第 5 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第 5 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

◎

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 5 号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第 13 議案第 6 号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 事 補 議案第 6 号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書 86 ページをお開き願います。

現地確認結果として、議案書に記載のとおり、申請地は宅地化しており農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と確認をしております。

87 ページに図面を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。

以上で議案第 6 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

23 番 現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、宅地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため「農地・採草放牧地以外」と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。